

＜倫理審査が不要な研究について＞

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象外で、「動物や細胞を用いた研究」「症例報告」のいずれにも該当しない研究があり、その中でも倫理審査が必要な研究と不要な研究があります

上記において、倫理審査が不要な研究について、下記のように定義されます。

（１）「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象外で、次のすべて条件を満たす研究

- （ア）個人情報を取り扱わないもの
- （イ）人体から採取された試料等を用いないもの
- （ウ）人体への負荷を伴わないもの
- （エ）被験者の意思に回答が委ねられるアンケート等の調査で、質問内容が被験者の心理的苦痛をもたらさないと想定されるもの

＜例＞

気管に見立てたビニールチューブ内に気管内チューブを挿入し、カフエアの量とカフ内圧を検討した研究

（２） 研究者が所属する医療機関内の診療録等を用いて、専ら集計、単純な統計処理等を行う研究

＜例＞

すでに確立した複数の治療法について、医療機関における実施状況について、個人情報を取得せずに集計し、年次推移を報告する研究

ただし、上記（１）（２）においては、倫理審査の必要性の有無について、研究内容の詳細の検討が必要な場合があります。判断が難しい場合には、研究開始前に、倫理委員会における判断を求めることが推奨されます。査読の段階で、倫理審査の受審が適切と判断された場合には、演題が採択されない場合があります。

（３） 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報（論文・データベースとして広く公表されているデータやガイドライン等）を用いた研究

＜例＞メタアナリシス

（４） 倫理委員会において、倫理審査の必要がないと判定された研究